

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

## 相続税の税額計算の改正

**Q** : 相続税の計算が改正されるようですが、どのようになるのですか？

**A** : まだ意見交換している段階ですが、次のようなことが案として検討されています。

### 【解説】

来年度の税制改正では、相続税の税額計算の見直しがされる予定で、現在、主税局と日税連とで意見交換がなされているところです。

税額計算は、つぎのようなことが案として検討されています。

- ① 基礎控除の基本構造については、遺産総額からの控除に代えて、取得者段階での取得財産からの固定額の控除とする。
- ② 課税方式を見直した場合においても基礎控除や税率等の設定に当たり、取得者と被相続人の身分関係を考慮することとする。
- ③ 基礎控除については、イ)配偶者、ロ)配偶者以外の法定相続人、ハ)受遺者の3区分を設けることとする。この場合、イ)、ロ)、ハ)の順に高い水準の基礎控除を設けることとする。
- ④ 現行制度と同様に「一親等血族及び配偶者」以外の者に対しては、税額加算をすることとする。
- ⑤ 配偶者に対しては、遺産分割等の要件を満たす場合には申告により、基礎控除に代えて、法定相続分までの財産取得(または一定額(最低保障額)までの財産取得)に応じた税額について控除するという現行と同様の配偶者控除を設けることとする。

